

件 名	地域生活支援拠点の周知について
受付日	令和8年6月4日
ご意見・ご提案 の概要	地域生活支援拠点について、岐阜県公式ホームページに何も情報が掲載されていないため、整備するべきではないか。
県の考え方	障がい者の地域生活支援拠点については、障害者総合支援法に基づき、各市町村が整備を行うもので、県内全市町村に設置されています。 ご指摘をいただきました地域生活支援拠点に関する情報につきましては、所管となる各市町村担当窓口の連絡先も含めて、県障害福祉課のホームページ（https://www.pref.gifu.lg.jp/page/501814.html）に掲載いたしました。
担当課	健康福祉部 障害福祉課